

## 宮城県認知症当事者参画型商品開発促進事業費補助金 交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）の理念に基づき、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、県内事業者等が認知症の人及びその家族等と協力した製品やサービスの試験・開発及び開発商品の需要開拓に要する経費について、当該事業者等に対し予算の範囲内において宮城県認知症当事者参画型商品開発促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において、「事業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内に事業所を置く法人、その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）
- (2) その他知事が認める団体

### (対象事業等)

第3 補助金の交付の対象となる事業は、認知症の人及びその家族等と協力した製品やサービスの試験・開発及び開発した製品・サービスの需要開拓事業とし、期間は1年間とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めるものとし、その補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

- (1) 補助率 2分の1以内
- (2) 補助上限額 1年度あたり2,500千円
- (3) 補助下限額 1年度あたり 500千円

3 事業者等は、1つの製品・サービスについて、第4の交付申請ができる期間は、原則として開発着手又は販売開始から3年以内のものとし、補助事業期間は最長2年間とする。

### (交付の申請)

第4 規則第3第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 前項の申請書の提出部数は1部とする。

3 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、国又は市町村等の補助金を受ける場合
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (3) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第5 補助金の交付を申請しようとする事業者等(以下「申請者」という。)は、規則第3第1項の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6 知事は、規則第3第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第5により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助事業に要する経費相互間の20%以内の変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4号により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(状況報告等)

第8 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の補助事業実績報告書は、様式第5号によるものとする。

2 前項の報告書の提出部数は1部とする。

3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から20日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度(以下「補助事業年度」という。)の翌年度の4月20日のいずれか早い日までとする。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第10 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第11 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2 前項ただし書による補助金の概算払で補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式第6号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第13 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

2 規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、重要な器具その他の財産とする。

3 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第8号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年3月27日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第3関係）

経費区分	内 容
原材料費	試作開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
工事請負費	店舗等の新築改修に要する経費 ・ 自社の店舗等を認知症の人が利用しやすくするための改修等に要する経費
機械装置費	機械装置の購入、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・ 自社により機械装置を製作する場合の部品等を含む
外注費	外注加工に要する経費 ・ 試作開発に必要な原材料等の加工及び設計等を外注する場合に要する経費
調査分析等費	市場調査・分析等に要する経費 ・ 試作開発に必要な分析、解析、試験等に支払われる経費
技術指導受入費	技術指導の受入に要する経費 ・ 試作開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合
需要開拓費	販売・サービス提供を開始しておおむね1年以内の商品等に係る広告宣伝費、展示会等出展料、試供品費 ・ 開発した自社商品を試供品として提供するため補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（製造原価など）をもって補助対象経費とする
会議費	認知症当事者参画型商品開発に要する会議費 ・ 認知症の人やその家族との打合せやインタビューに要する経費
人件費	技術開発や需要開拓に直接関与する者の人件費 ・ ただし、直接作業時間に対するものに限る 注）補助対象経費に占める人件費の割合は1／2を限度とする
その他の経費	・ 認知症バリアフリー宣言を行うために認知症バリアフリー宣言ポータル事務局に支払う申請事務手数料 ・ その他、試作開発及び需要開拓に当たって、特に必要と認められる経費